

公募型プロポーザル実施要領

1. トライアル事業の目的

令和6年4月に開校した豊崎中学校プール（室内型温水プール）は、将来的に一般開放を行うことを見据えた施設として整備を行っている。

しかし、公共サービスとして一般開放を行った場合、多額の経費を要し、市の財政状況を勘案すると持続可能な運営の実現までに至らず、課題となっている。

その様な状況において、「公立学校施設の目的外使用に係る留意事項の周知について（通知）令和7年3月26日付け6文科教第2074号（文部科学省）」により『学校教育上支障のない限りにおいて、営利目的の有無にかかわらず、目的外使用が可能』との見解が示された。

上記の背景から、豊崎中学校プールを活用した公共サービス運営に係る公的経費縮減の可能性を探るため、民間事業者が、民間事業者の資金を投じ、独立採算ベースで豊崎中学校のプールでスイミングスクールを数年間運営し、得た利益の一部や運営体制を用いて、公共サービス運営への還元を検証することを目的として、本トライアル事業を実施する。

2. トライアル事業の概要

（1）事業名：豊崎中学校プール スイミングスクール運営トライアル事業

（2）事業手法：地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく行政財産使用許可

及び 豊見城市公有財産規則、豊見城市行政財産使用料条例に基づく手続き

（3）スクール運営可能期間：令和8年5月1日から令和11年3月31日まで（約3年間）

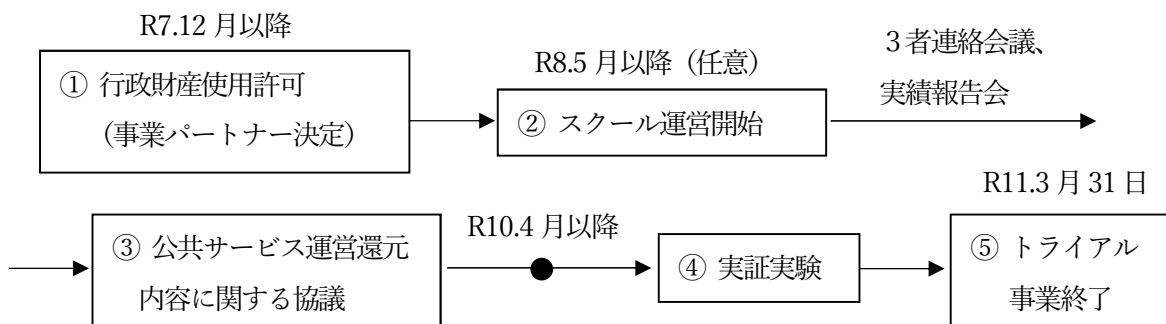
※令和8年5月1日から運営することが条件ではないため、運営が確実に開始できる時期を綿密に計画し、提案すること。

※経営継続困難等の理由により、期間の途中においてもスクール運営を中止することも可能とするが、運営中止予定日の3か月前に市と協議を行うこととする。

（4）その他①：本実施要領に記載のない事項については『企画提案書作成要領』及び『想定Q&A集』を参照すること

その他②：事業パートナー決定後（行政財産使用許可後）のスケジュール

※スクール運営を約2年実施し、当初見込んだ利益を確保できた場合、原則として令和10年4月1日以降に公共サービス運営への還元の実証実験を行い効果検証すること



3. 公募型プロポーザル実施の目的

スイミングスクール運営に関する総合的な高い能力だけでなく、本市が掲げる事業目的の理解度、学校運営に配慮できる柔軟な対応力などを、企画提案書や事業者ヒアリングを通じて、最適な「事業パートナー候補者」を選定するため、公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）を実施するものとする。

4. 運営経費

- (1) スイミングスクール運営に係る経費は事業パートナーが全額負担する。

例) 人件費、光熱水費、通信費、消耗品費、リース費、検査費、機器保守委託費、修繕費など
※光熱水費の算出については、各子メーターの使用量を毎月記録し、市に報告する。

報告された使用量にもとづき、市が光熱水費の料金算定を行い、事業パートナーに対して納入通知書（光熱水費を合算）を発行し、指定された金融機関に入金を行う。

- (2) スイミングスクール運営で得た収入（利益）は全て事業パートナーのものとする。

※スクール会員料金等は、提案者の既存料金体系や周辺の同業施設の金額を踏まえた妥当な金額設定とすることを条件とする。

- (3) トライアル事業期間中の施設使用料は全額免除（0 円）とする。

※学校施設を利用し、学校教育上支障のない運営が求められ、現時点では予見できないリスク（突発的な営業日や営業時間の調整による不確定要素、各種トラブル対応など）がある事や、将来、公共サービス運営への還元を目的としていることから、トライアル事業期間中において全額免除とする。

※トライアル事業期間終了後の施設使用料は、トライアルの結果を踏まえて協議により決定する。

- (4) 市は事業パートナーに対して、いかなる場合においても営業補償を行わない。（プール機械設備の予期できない故障や、学校行事等などの影響により予定していた営業日の変更がある場合、事業パートナーの責めに帰すべき事由による行政財産使用許可の取消しなど）

- (5) トライアル事業の効果検証を適切に行うため、本事業に関する収支については経理・会計を他事業の収支と明確に区分すること。また、市から収支実施状況の報告依頼があった場合、適切な時期に報告することとする。

- (6) トライアル事業期間中において、収支計画で想定した利益より大幅な利益増が確認された場合、事業パートナーの意思により市に対して事業パートナーが提案する金額を納付することができる。

- (7) スイミングスクールが運営可能な曜日、時間帯、時期などや市からの貸与可能品リスト等については『企画提案書作成要領』などを参照することとする。

5. 本プロポーザルの実施日程

下記の手続きは、以下のとおり実施し、各種提出期限は日時を厳守すること。

内 容	実施日程、提出期限	通知・連絡手段
①公募開始	令和7年9月12日（金）	市ホームページ掲載
②施設見学（任意申込制）	【1回目】 令和7年9月22日（月）15～17時 【2回目】 令和7年10月14日（火）15～17時	WEB 申込
③参加申込書 <u>提出期限</u>	<u>令和7年10月16日（木）17時まで</u>	持参または郵送
④参加資格審査結果（不適合）の通知 ※不適合者のみ通知	令和7年10月20日（月）16時予定	電子メール及び郵送
⑤質問書の <u>提出期限</u>	<u>令和7年10月21日（火）17時まで</u>	電子メール
⑥質問書に対する回答	令和7年10月24日（金）16時予定	市ホームページ掲載
⑦企画提案書の <u>提出期限</u>	<u>令和7年11月7日（金）17時まで</u>	持参または郵送
⑧書面審査結果 及び プレゼンテーション審査日 に関する案内の通知	令和7年11月12日（水）16時予定	電子メール
⑨プレゼンテーション審査日 （選定委員会開催日）	令和7年11月18日（火）午後予定	
⑩最終審査結果の通知	令和7年11月20日（木）16時予定	電子メール及び郵送
⑪行政財産使用許可	準備が整いしだい手続きを行う	

※ ⑧～⑪の日程については、事務上の都合により変更する場合がある

※ ⑧の通知文書原本は⑩の時にまとめて郵送する

6. 参加資格要件

本プロポーザルに参加申込書を提出する者(以下「参加申込者」という。)は、下記（１）～（７）のすべての要件を満たすものであること。

- （１）沖縄県内に本社、本店、支店等を有する法人。（個人事業主は認めない）
- （２）沖縄県内でプール施設（民間施設、公共施設）の運営等に関する実績を有し、かつ、スイミングスクールの運営ノウハウを有する企業、または、運営ノウハウを有する協力企業が本事業に参画している者。
- （３）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者。
- （４）経営状態が著しく不健全であると認められる者に該当しないこと。

- (5) 豊見城市税を滞納していないこと。
- (6) 豊見城市暴力団排除条例（平成 23 年 9 月 28 日条例 18 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (7) 企画提案書により提案された運営体制を確約できる者。

7. 質問受付・回答

(1) 質問方法、提出方法

提出期限内であれば、質問書の提出回数の制限は設けず受付ける。質問書＜様式 4＞を作成のうえ、電子メールにより提出すること。また、送信メールを事務局が受信したことを必ず電話で確認すること。

また、提出の際は、PDF 形式及び Excel データ形式にて提出すること。

(2) 提出先

事務局メールアドレス：gakkoushisetsu@city.tomigusuku.lg.jp

(3) 回答方法

質問者に対して、その都度メールで回答するとともに、質問書の提出期限の後に質問者匿名にて豊見城市ホームページ上で全部の質問内容及び回答内容を掲載する。

8. 参加申込の受付

本プロポーザルに参加を希望する者は、下記のとおり書類一式を提出すること。

(1) 提出方法等

① 提出方法：持参または書留郵送

※電子メールまたは FAX によるものは受け付けない

※書留郵送の場合は令和 7 年 10 月 16 日 必着とする

② 提出場所：〒901-0292 沖縄県豊見城市宜保一丁目 1 番地 1

豊見城市教育委員会 教育部 学校施設課 担当者宛て

③ 提出部数：原本 1 部

④ 綴り方：左上をホッチキス止め、クリアファイルに収め提出

(2) 提出書類

① 参加申込書 ＜様式 1＞ ※両面印刷

② 参加資格要件確認表 ＜様式 2＞ ※根拠資料不要

9. 参加資格の審査結果通知

提出書類の不備等や、参加資格要件の適合について事務局が審査を行い、その結果、参加資格要件を満たさない（不適合）と判断した場合、市が当該参加申込者にのみ「参加資格審査結果（不適合）」電子メールで通知する。期日までに通知がない場合、企画提案書の提出期限を厳守のうえ、「企画提案書作成要領」に示す必要書類を提出して下さい。

10. 施設見学(任意申込制)

施設見学を希望する者は、施設見学日に対応した下記の WEB フォームより申込を行うこととし、1 回目と 2 回目の両日を申込むことができる。また、見学の所要時間については時間内であれば特に時間制限を設けない。

(1) 施設見学【1 回目】

- ① 施設見学日時：令和 7 年 9 月 22 日（月）15 時 から 17 時まで
- ② 申込受付期間：令和 7 年 9 月 19 日（金）12 時 まで
- ③ WEB 申込：<https://logoform.jp/form/MfJx/1201961>



(2) 施設見学【2 回目】

- ① 施設見学日時：令和 7 年 10 月 14 日（火）15 時 から 17 時まで
- ② 申込受付期間：令和 7 年 10 月 10 日（金）12 時 まで
- ③ WEB 申込：<https://logoform.jp/form/MfJx/1204229>



(3) 注意事項

施設見学中の質問は一切受け付けない。質問がある場合は必ず、「7. 質問受付・回答」の手続きにより質問を行うこととする。

11. 参加の辞退

本プロポーザルの参加申込を行ったが、参加申込者の都合により辞退を希望する場合、下記の書類を提出すること。また、送信メールを事務局が受信したことを必ず電話で確認すること。

(1) 提出方法等

- ① 提出書類：参加辞退届＜様式 5＞
- ② 提出期限：令和 7 年 11 月 5 日（水）17 時まで
- ③ 提出先：事務局メールアドレス（ gakkoushisetsu@city.tomigusuku.lg.jp ）

(2) その他

辞退した者は、これを理由として以後、本市と関連する業務等において不利益な扱いを受けることはない。

12. 企画提案書の提出

参加資格審査の結果、資格要件に適合していた者は、『企画提案書作成要領』に基づき書類一式を提出すること。

(1) 作成及び提出に関すること

別添の『企画提案書作成要領』及び『想定 Q&A 集』による

(2) その他

提出された企画提案書は公表しない

13. 評価基準

提出された企画提案書やプレゼンテーションに対して、スイミングスクール運営に関する総合的な高い能力だけでなく、本市が掲げる事業目的の理解度、学校運営に配慮できる柔軟な対応力などを、以下の項目の評価視点と配点を基準に評価する。

また、本事業の特性上、絶対評価ではなく相対評価となるため、端的にわかりやすく論点が整理され、信頼性が高く、読み込みやすい企画提案書や熱意あるプレゼンテーションが高評価に繋がることに留意する必要がある。

<評価点：100点（10点+20点+20点+30点+20点）>

（1）運営実績、提案者の強み、取組み意欲 <10点>

- ① 豊富な運営実績における信頼性
- ② 提案者の強みや取組み意欲から受ける積極性や期待感

（2）本事業に関する理解度、分析能力、適応能力 <20点>

- ① 学校施設の特性を理解した課題点等の的確性、多角的な思考力
- ② 課題解決に向けた対応策の柔軟性、関係者との連携力、協調性

（3）実証実験に関する提案 <20点>

- ① 本事業と連携した提案内容の創造性や魅力度、期待感
- ② 実現可能性の高さを裏付ける説得力

（4）事業計画書 <30点>

- ① 本事業の特性を理解した具体的で堅実的なスクール運営の企画力、実行力
- ② 各種リスク等に備えた危機管理能力の安心感、責任感
- ③ スケジュール計画の具体性

（5）収支計画 <20点>

- ① 持続可能で実現性の高い収支計画に対する説得力
- ② 総合的な経営管理能力の堅実性、信頼性

14. 書面審査（1次審査）及び結果通知

提出書類の不備等や、評価基準に基づく評価を事務局が厳正に審査し、評価点の合計点数を高い順で上位3者を選定し、プレゼンテーション審査日に関する案内について電子メールで通知する。また、書面審査結果については、全提案者に電子メールで通知する。

15. プレゼンテーション審査（2次審査）

プレゼンテーション審査日に関する案内の通知を受け取った者は、次のとおりプレゼンテーションを行い、選定委員会の審査を受けるものとする。

- （1）日時：令和7年11月18日（火）予定 ※案内通知により正式に案内する
- （2）会場：豊見城市役所 ※会議室名や控室は案内通知による
- （3）参加人数

プレゼンテーション参加人数は最大5人までとし、本事業の「総括責任者」は必ず参加しなければならない。

- （4）プレゼンテーションの時間

プレゼンテーションの時間は1者あたり40分以内とする。

（時間配分：準備2分程度、説明10分以内、質疑応答25分程度、審査員の評価3分程度）

- （5）プレゼンテーションで利用できる機器等

本市にてプロジェクター（HDMI端子）及びスクリーン、延長コード、レーザーポインターを用意する。ノートパソコンや接続ケーブルは提案者が必要に応じて用意すること。

また、プレゼンテーション時に紙媒体による追加資料を提出することは認めない。

- （6）評価審査者

本市が設置した「豊崎中学校プール スイミングスクール運営トライアル事業パートナー候補者選定委員会（以下、選定委員会という）」の各委員がそれぞれ、本実施要領「13. 評価基準」にもとづき、厳正に評価し審査する。また、委員構成については非公開事項となるため、質問書による質問は受付ない。

16. 事業パートナー候補者の選定

事業パートナー候補者の選定方法については、以下のとおり選定するものとする。

- （1）各委員が提案者ごとに評価点をつけ、その合計点が高い順に順位をつける。候補者の選定は、順位を第1位とした委員の数が最も多い者を事業パートナー候補者に選定するものとする。
- （2）順位を第1位とした委員の数が同数の提案者が2人以上ある場合は、当該提案者の順位を第1位とした委員の当該提案者に係る評価点の合計点数が最も多い者を事業パートナー候補者とする。
- （3）当該提案者の順位を第1位とした委員の当該提案者に係る採点の合計点数が同点の場合は、委員長が当該提案者の代理者として指名した委員にそれぞれにくじを引かせて事業パートナー候補者を定めるものとする。
- （4）提案者が1者の場合、プレゼンテーション実施後、各委員の審査及び合意をもって事業パートナー候補者とすることができる。ただし、評価点の平均点（合計点を委員数で除した点数）が60点以下の場合、事業パートナー候補者に選定できないこととする。

17. 最終審査結果の通知・公表

最終審査結果については、事業パートナー候補者の選定後、プレゼンテーション審査に参加した各者に電子メールで通知するとともに、通知文書原本を郵送する。

また、市のホームページで、事業パートナー候補者名及び評価結果表を公表する。ただし、事業パートナー候補者を除く提案者や選定委員会の委員が特定されるような情報は公表しない。公表の時期は事業パートナー候補者を選定した後に速やかに行うものとする。

18. 行政財産使用許可の手続き等

- (1) 事業パートナー候補者は学校に対して、本プロポーザルで提出した企画提案書をもとに運営ルール等に関する協議を行い、学校より『スイミングスクール運営に関する学校教育上支障のないことの同意書（以下「同意書」という。）』を書面で受領する。

さらに、上記の「同意書」とあわせて、必要となる書類を添付したうえで、市に対して豊見城市公有財産規則第18条に基づく行政財産使用許可申請書を提出する。

市は申請書を審査し、事業パートナー候補者に対して行政財産使用許可書を交付し、以降は正式な事業パートナーとして対外的に公表できるものとする。

- (2) 行政財産使用許可申請書に添付する書類は以下の書類とする。

- ① 同意書
- ② 現在事項全部証明書
- ③ 印鑑証明書
- ④ 市税の完納証明書 ※豊見城市に納税義務がある事業者のみ

- (3) 事業パートナー候補者へ行政財産使用許可書の交付に至らない場合、評価点の合計（事業パートナー候補者を除く）が次点（上位第2位）の提案者と行政財産使用許可書の交付に向けた（1）（2）の手続きを開始する。

- (4) 使用許可条件について事前に十分に理解したうえで、本プロポーザルに参加すること。

- (5) 必要に応じて、同上の手続きにあわせて協定書の締結を行う。

19. 運営開始後の留意事項

事業パートナーとして、スイミングスクールを運営開始させた後は定期的に下記の報告会を実施することとする。

- (1) 3者連絡会議（事業者、市、学校が参加） 定期回数：3カ月に1回程度を想定

スイミングスクールの運営に影響がある学校行事等の情報共有、学校側からスイミングスクール運営に関する改善要望、改善状況報告などを行う。※学校教育上支障が認められる改善要望が発議されて1ヵ月以内に改善がみられない場合、行政財産使用許可の取消しの可能性がある。

- (2) 実績報告会（事業者、市が参加） 定期回数：6カ月に1回程度を想定

利用者数の状況や収支実績状況の報告などを行い、将来の公共サービス運営への還元に向けた改善案などを協議する。

20. 失格事項

提案者が、次のいずれかに該当する場合、失格となる。

- (1) 本実施要領に定める参加資格の要件を満たしていない場合
- (2) 提出期限までに全ての必要提出書類の提出を満たしていない場合
- (3) 本実施要領、企画提案書作成要領等に定める事項に違反した場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載が判明した場合
- (5) 本実施要領に定める方法以外で、事務局の職員、選定委員会の委員に対して、本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
- (6) その他、公平な競争の妨げになる行為、事実があったと判断した場合

21. その他

- (1) 本プロポーザルに係る提出書類の返却には応じない
- (2) 本プロポーザルに係る提出書類について提出後の差替えは認めない
- (3) 本プロポーザルの参加に要する費用は全て参加者が負担する
- (4) 提案された配置予定の総括責任者は原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更を求める場合、市と協議のうえ決定する
- (5) 本件に係る情報公開請求があった場合、豊見城市情報公開条例に基づき、非公開とするべき部分を除き公開する場合がある
- (6) 提出書類の著作権は提案者に帰属するが、本プロポーザル手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、提出書類の複製等を行う場合がある
- (7) 本プロポーザルに関する異議申し立ては、正当な理由が無い限り受理しない
- (8) 本実施要領に定めのない事項は、事務局及び選定委員会で定める

【事務局（問合せ先及び書類提出先）】

所在地：〒901-0292 沖縄県豊見城市宜保一丁目1番地1

部署名：豊見城市教育委員会 教育部 学校施設課

担当者氏名：竹野 智晃

電話番号：098-850-0354 F A X：098-856-3018

M a i l：gakkoushitsu@city.tomigusuku.lg.jp

添付資料（公募型プロポーザル実施要領関連）

資料①：行政財産使用許可に関する根拠法など

※ 関連する条文を抜粋

資料②：行政財産使用許可申請書及び許可書(案)

資料① 行政財産使用許可に関連する根拠法など

< 地方自治法 >

(行政財産の管理及び処分)

第238条の4 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

第2～6項 省略

- 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。
- 8 前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法(平成三年法律第九十号)の規定は、これを適用しない。
- 9 第七項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。

< 豊見城市公有財産規則 >

第2節 行政財産

(行政財産の貸付け等)

第17条の2 法第238条の4第2項又は第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により行政財産を貸し付け、又は行政財産である土地に地上権若しくは地役権を設定する場合の手續その他の取扱いについては、第27条から第32条までの規定を準用する。

(行政財産の使用許可の手續)

第18条 課長等は、行政財産の使用許可をしようとするときは、あらかじめ使用許可を受けようとする者から行政財産使用許可申請書(様式第9号)を提出させ、次に掲げる事項を記載した文書により決裁を受けなければならない。

- (1) 使用を許可しようとする財産の種類、所在、地番、地目又は構造及び数量
- (2) 相手方の住所及び氏名
- (3) 使用を許可しようとする理由及び使用目的
- (4) 使用期間
- (5) 使用料及びその算定基礎

(6) 使用料を減免しようとするときは、その理由及び根拠

(7) その他参考となる事項

2 前項の文書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 行政財産使用許可書(様式第10号)の案

(2) 行政財産使用許可申請書

(3) 関係図面

(4) その他参考となる書類

3 行政財産の使用の許可は、行政財産使用許可書(様式第10号)を交付して行うものとする。

(行政財産の使用許可の範囲)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合は、法第238条の4第7項の規定により、その用途又は目的を妨げない限度において行政財産の使用を許可することができる。

(1) 直接又は間接に市の便益となる事業又は事務の用に供する場合

(2) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用、公共の用又は公益事業の用に供する場合

(3) 災害その他の緊急事態の発生により応急施設として短期間使用させる場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が公益上必要と認める場合

(行政財産の使用許可期間)

第20条 行政財産の使用期間は、1年以内とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、5年を超えない範囲内において許可することができる。

2 前項の期間は、更新することができる。

(光熱水費の負担)

第21条 行政財産の使用許可を受け、これを使用する者(以下「使用者」という。)は、当該財産に附帯する電話、電気、ガス、水道等の諸設備の使用に必要な経費を負担しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の額等)

第22条 行政財産の使用料に関する必要な事項は、豊見城市行政財産使用料条例(平成5年豊見城村条例第10号)に定める基準により算定した額とする。

(使用者の遵守事項)

第23条 行政財産の目的外使用許可を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(1) 善良な管理者の注意をもって使用財産の維持及び保存に当たること。

(2) 使用財産を許可の目的以外の用に供しないこと。

- (3) 使用財産の現状を変更し、又は原形変更許可を受けた設備若しくは工作物以外のものを設けないこと。
- (4) 使用財産を第三者に使用させないこと。
- (5) 使用期間が満了し、又は許可が取り消されたときは、使用者の負担において使用財産を原状に回復し、使用期間満了の日又は市長が指定する期日までに返還すること。
- (6) 使用者の責めに帰すべき理由により使用財産を滅失し、き損し、その他市に損害を与えたときは、その損害を賠償すること。
- (7) その他市長が指示する事項

(行政財産使用許可の取消し)

第24条 市長は、使用者が前条の規定に違反したときは、行政財産使用許可取消通知書(様式第11号)により行政財産の使用許可を取り消すことができる。

(行政財産使用者の保証人)

第25条 各課の長は、行政財産の使用許可の手續に際し、連帯保証人を立てさせるものとする。

(使用許可財産の用途変更又は原形変更の承認手續)

第26条 課長等は、使用者から現に使用を許可している行政財産について、行政財産用途変更承認申請書(様式第12号)又は行政財産原形変更承認申請書(様式第13号)の提出があるときは、次に掲げる事項を記載した文書により決裁を受けなければならない。

- (1) 用途変更又は原形変更をしようとする行政財産の種類、所在、地番、地目又は構造及び数量
 - (2) 使用者の住所及び氏名
 - (3) 用途変更又は原形変更をしようとする理由
 - (4) 使用の目的及び用途
 - (5) 使用許可期間及び条件
 - (6) 使用料及びその徴収状況
 - (7) その他参考となる事項
- 2 前項の文書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、財産の種類により、その一部を省略することができる。
- (1) 公有財産台帳の写し
 - (2) 関係図面
 - (3) その他参考となる書類
- 3 課長等は、行政財産の用途変更又は原形変更を承認するときは、使用者に行政財産用途変更承認書(様式第14号)又は、行政財産原形変更承認書(様式第15号)を交付するものとする。ただし、行政財産の原形変更の承認の場合は、使用後における原形回復義務を条件として付さなければならない。

< 豊見城市行政財産使用料条例 >

(趣旨)

第1条 この条例は、別に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定により許可した行政財産の使用料に関して必要な事項を定めるものとssする。

(使用料の額)

第2条 使用料の額は、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める算式によって算出して得た額とする。

(1) 土地の使用

土地の使用面積に対応する時価 $\times$ (3/100) $\times$ (使用許可日数/365)

(2) 建物の使用

建物の使用面積に対応する時価 $\times$ (6/100) $\times$ (使用許可日数/365)

2 前項以外のもの(電柱、広告板、水道管その他これらに類するものを設置するための土地の使用を含む。)の使用料の額は、用途その他の事情を考慮して市長が定める額とする。

(使用料の徴収方法)

第3条 使用料は、使用を開始する日前に全額を徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用開始の日以後にその全部又は一部を納付させることができる。

(使用料の不還付)

第4条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、公用又は公共用に供するため行政財産の使用の許可を取り消したとき、その他特別の理由があると認めるときは、市長はその全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額又は免除することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体に公用若しくは公共用又は公益上の目的のために使用させるとき。
- (2) 災害その他緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用させるとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、特に市長が必要と認めて使用させるとき。

(委任)

第6条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第7条 虚偽その他不正の行為により使用料の徴収を免れたものは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

(案)

様式第 9 号 (第18条関係)

資料②

行 政 財 産 使 用 許 可 申 請 書

令和 年 月 日

殿

住所

申 請 者

氏名

⑨

下記のとおりに行政財産を使用したいので、許可してくださるよう申請します。

記

- 1 財産の種類及び名称
 - ・豊見城市立 豊崎中学校
- 2 所在、地番、地目、又は構造及び数量
 - ・豊見城市字豊崎 1 番地 1
 - 体育館 1 階 (プール施設、プール附属室、管理室、共用部)、駐車場
 - ※詳細範囲については図示
- 3 使用目的及び用途
 - ・豊崎中学校プール スイミングスクール運営トライアル事業のため
- 4 使用期間
 - ・令和 8 年 月 日 から 令和 1 1 年 3 月 3 1 日 まで 約 3 年間
- 5 使用料の全部又は一部の免除を受けようとする場合は、その理由
 - ・全額免除 豊見城市行政財産使用料条例第 5 条第 3 号 (特に市長が必要と認めて使用させるとき) に該当するため
 - ※将来的に公益上に資することが期待できる事業の効果検証を行う
- 6 原形変更したい事項
 - ・
- 7 設置したい物件
 - ・
- 8 その他参考となる事項 公募型プロポーザルにより選定された事業パートナー
- 9 添付書類
 - (1) 企画提案書一式
 - (2) その他参考となる書類
 - ・同意書
 - ・現在事項全部証明
 - ・印鑑証明
 - ・その他必要書類

行 政 財 産 使 用 許 可 書

住所

申請者

氏名

様

令和 年 月 日付けで申請のあった行政財産の使用については、地方自治法第238条の4第7項の規定により、下記のとおり許可します。

令和 年 月 日

印

記

1 使用許可財産

所 在 地	豊見城市字豊崎 1 番地 1		
種 類	教育行政財産（建物）	名 称	豊見城市立 豊崎中学校
数 量	体育館 1 階（プール施設、プール附属室、管理室、共用部）、駐車場	関係図面	①企画提案書 ②その他必要書類

2 使用許可内容

使用目的及び用途	豊崎中学校プール スイミングスクール運営トライアル事業のため		
使 用 期 間	令和 8 年 月 日 から 令和 1 1 年 3 月 3 1 日 まで（約 3 年間）		
使 用 料	0円（全額免除）	納入期限	－
使用料の納入方法	－		
原形変更許可事項		関係図面	
設 置 許 可 物 件		関係図面	

全額免除の理由：豊見城市行政財産使用料条例第 5 条第 3 号（特に市長が必要と認めて使用させるとき）に該当するため
※将来的に公益上に資することが期待できる事業の効果検証を行う

3 使用許可条件

裏面に記載

(裏)

使 用 許 可 条 件

1 使用者の遵守事項

- (1) 善良な管理者の注意をもって使用財産の維持及び保存に当たること。
- (2) 使用財産を許可の目的以外の用に供しないこと。
- (3) 使用財産の原状を変更し、又は許可以外の設備若しくは工作物を設けないこと。
- (4) 使用財産を第三者に使用させないこと。
- (5) 使用期間が満了し、又は許可が取り消されたときは、使用者の負担において使用財産を原状に回復し、使用期間満了の日又は教育長が指定する期日までに返還すること。
- (6) 使用者の責めに帰すべき理由により使用財産を滅失し、き損し、その他市教育委員会に損害を与えたときは、その損害を賠償すること。
- (7) (6)に定める場合のほか、使用者はこの許可書に定める義務を履行しないために市教育委員会に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (8) 公募型プロポーザルに係る配付資料及び質問回答書、提出された企画提案書に記載された内容を遵守し、誠実に事業を実施すること。
- (9) その他教育長が指示する事項

2 光熱水費の負担

使用財産に付帯する電話、電気、ガス、水道等の諸設備の使用に必要な経費は、使用者の負担とします。

3 使用許可の取消し

次の事項に該当するときは、使用許可の一部又は全部を取り消すことができます。なお、教育長が使用許可を取り消したときにおいて、使用者に損失が生じても市教育委員会は補償しません。

- (1) 使用を許可した財産が、公用又は公共用に供するため必要とするとき。
- (2) 使用者が許可条件に違反したとき。
- (3) 学校教育上支障が認められ、改善ができないとき。

4 用途変更及び原形変更

使用者は、用途変更及び原形変更を行いたい場合は、申請書を提出し、教育長の承認を得なければならない。

なお、原形を変更した場合は、使用期間が満了したとき、又は使用許可を取り消されたときは、直ちに使用財産を原状に回復して返還しなければならない。ただし、教育長がその必要がないと認めたときは、この限りではありません。

5 実地検査等

教育長は、使用を許可した行政財産について随時実地に検査し、資料の提出又は報告を求め、その他その維持及び使用に関し、必要な指示をすることができます。

6 疑義の決定

この許可について、疑義のあるときその他使用を許可された行政財産について疑義が生じたときは、教育長の決定するところによる。

※ 教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊見城市に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊見城市を被告として（訴訟において豊見城市を代表する者は豊見城市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。